

## 災害救助法の一部を改正する法律の成立について（会長談話）

本日、「災害救助法の一部を改正する法律」が成立しました。

指定都市市長会は、災害時におけるより迅速な支援を可能にするために、長年にわたり、災害対応法制の見直しを求めてきました。小此木防災担当大臣をはじめ政府の御尽力により、衆・参両院において全会一致で可決されたことに深く感謝申し上げます。

法律の成立により、都道府県の連絡調整機能が強化され、あわせて救助実施市として指定都市の災害対応力を十分活用できる仕組みができました。今後、国において行われる救助実施市の指定に当たっては、客観的な指定基準が策定され、希望するすべての指定都市が指定を受けられることを望みます。

指定都市は、国会及び政府の期待に応え、被災した地域全体の住民の方々を円滑に支援するため、道府県と連携し必要な準備を進めてまいります。

平成30年6月8日  
指定都市市長会会長  
林 文子